

基安安発1224第1号  
平成27年12月24日

都道府県労働局労働基準部  
安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」  
の留意事項について

標記については、平成27年12月7日付け基発1207第3号により通達されたところですが、その留意事項を別添のとおりとりまとめましたので、了知の上、関係者に対する指導に遺漏のないようにお願いします。

なお、別紙1及び別紙2により関係団体及び林野庁あて通知したので、了知願います。

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の留意事項

- 1 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)は、安全に関する基本的な事項についてとりまとめたものであること。
- 2 伐倒方法、造材方法には、ガイドラインで触れたもの以外に多様な方法があるが、作業者の技能、経験等、伐木現場の状況等を踏まえ、最適な方法を選択すべきであること。
- 3 防護ズボンについてはJIS T8125-2「手持ちチェーンソー使用者のための防護服 第2部：脚部防護服の試験方法及び要求性能」を引用しているが、ISO規格及びEN規格については、JIS規格とほぼ同等と考えられるため、これらの規格に適合する製品を使用する場合はガイドラインに適合するものと認められること。
- 4 保護具として防護ズボンを推奨しているものであること。チャップス(前掛け)の使用は作業の安全性を高めるものであるが、これはガイドラインに適合しているとは認められないこと。
- 5 履物としては安全靴を推奨しているものであること。なお、つま先、足の甲部、足首、及び下腿の前半部分にソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っており、JIS T8125-3「手持ちチェーンソー使用者のための防護服 第3部：履物試験方法」と同等以上と認められる場合は、地下足袋型であってもガイドラインに適合するものと認められること。  
また、下肢の前半部分が履物によって防護されない場合、すね当てを使用することが望ましいこと。
- 6 伐倒方向は、通常、安全とされる方向を示したものであり、原則としてガイドラインのとおり伐倒することが望ましいが、あらゆる状況に一律に適合できるものではないこと。また、状況によっては上方に伐倒することがあるが、これはガイドラインの枠を超える高度な技術であること。
- 7 伐倒作業において伐倒者以外は立入禁止とする範囲を樹高の2倍としたのは、諸外国の基準を踏まえ設定したものであること。
- 8 受け口の深さは、胸高直径により伐根直径の1/4以上又は1/3以上としているが、その上限は樹種や生育の状況等により様々であるので一律に示すことが困難であること。立木の安定性を損なうことのないよう、切りすぎず、かつ、ガイドラインに示した深さを下回らないようにすることが必要であること。
- 9 追いづる切りは、突っ込み切りを行う際にチェーンソーのバー先端上部が立木に触れてキックバックするおそれがあるので、チェーンソー作業の習熟の程度が十分でない者は行わないこと。

(別紙1)

基安安発1224第2号  
平成27年12月24日

林業・木材製造業労働災害防止協会  
専務理事 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」  
の留意事項について

標記については、平成27年12月7日付け基発1207第4号により通知されたところ  
ですが、その留意事項を別添のとおりとりまとめましたので、了知いただくよう  
お願いします。

(別紙2)

基安安発1224第3号  
平成27年12月24日

林野庁林政部経営課長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」  
の留意事項について

標記については、平成27年12月7日付け基発1207第5号により通知されたところ  
ですが、その留意事項を別添のとおりとりまとめましたので、了知いただくよう  
お願いします。